

◆補聴器購入の補助について

	難聴高齢者補聴器助成事業	補装具費支給制度
年齢	65歳以上	年齢制限なし
聴力	・両耳30デシベル以上 ・身体障害者手帳の交付対象外の聴力	身体障害者手帳の交付対象の聴力
身体障害者手帳の取得	身体障害者手帳の交付対象以下の聴力のため不要。	必要。 身体障害者手帳を未取得の場合は、取得してください。
所得制限	なし	障がい者本人及び配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外
助成額	(上限額) 非課税世帯：30,000円 課税世帯：15,000円	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準と本人の所得状況により、利用者負担額を決定する。 (基準額の例) 高度難聴用耳かけ型補聴器：43,900円 高度難聴用ポケット型補聴器：41,600円
意見書作成医師の要件	・日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医 ・市内の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師	・身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師 ・指定自立支援医療機関の医師 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師 ・難病法第6条第1項に基づく指定医(難病患者のみ)
販売店の要件	・認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売業者 ・市内の補聴器販売業者	市内外の補装具費の支給に係る代理受領の合意をしている業者
対象機器	管理医療機器としての補聴器本体(片耳1台分)とその付属品	管理医療機器としての補聴器本体(片耳1台分)とその付属品

◆難聴高齢者補聴器助成事業のチェックリスト

※難聴高齢者補聴器助成事業はひとつでも当てはまると申請できません。

わたしは、労働者災害補償保険法等の規定に基づき、補聴器購入費の助成が受けられます。

医師から、補聴器の装用効果が認められると判断されませんでした。

身体障害者手帳を取得できる聴力です。

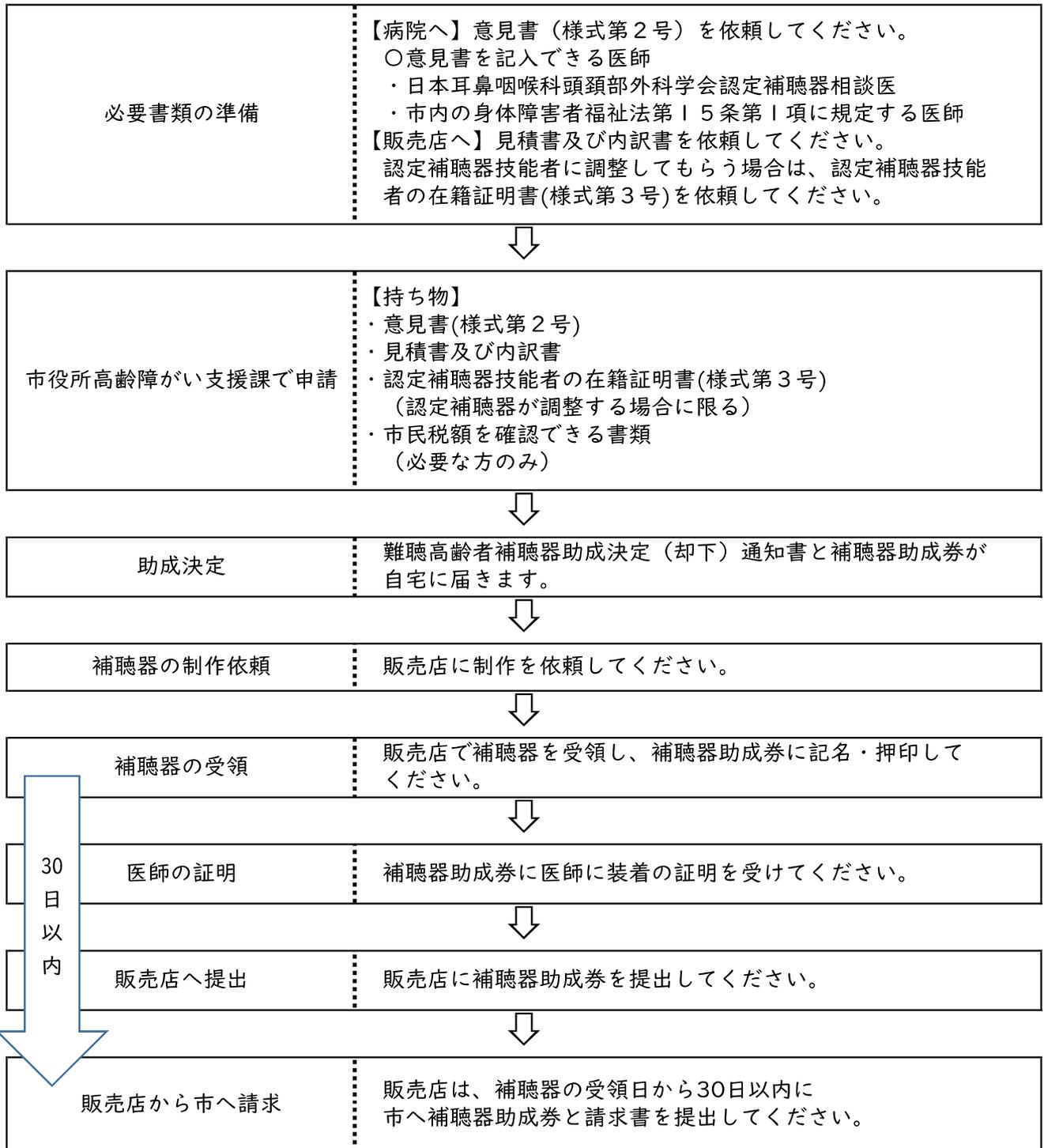
※身体障害者手帳を取得できる聴力の場合、難聴高齢者補聴器購入費用助成事業は申請できません。身体障害者手帳を取得後に補装具費支給制度を申請できます。

補聴器をすでに購入し、使用できる補聴器を持っています。

※購入した後では申請はできません。購入する前に申請してください。

(裏面に続きます)

◆難聴高齢者補聴器助成事業申請の流れ



聴力がわからず、どちらが申請できるかわからない場合や、補聴器の装着が適しているかについては医師にご相談ください。

◆問合せ・申請先

大府市 高齢障がい支援課

T E L : 0562-85-3558 F A X : 0562-47-3150

E-mail : kourei-shougai@city.obu.lg.jp